

主要施策2 ライフステージを通した重要事項

重点施策1 子ども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

【個別施策】

(1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発

(1) 子ども・若者の権利に関する普及啓発

①	支援を必要とする子どもの意見表明権の確保【再掲】
児童福祉施設等に入所、委託又は一時保護している児童等の意見又は意向を汲み取り代弁し、自ら声を上げることが難しい子どもが意見表明する権利を確保することで、子どもの権利を擁護します。	
②	神奈川県こども目線の施策推進条例等の普及・啓発
県民にわかりやすいリーフレット等の発行や、県条例に基づき実施する事業等を通じて、県条例の普及・啓発を図るとともに、こどもの目線に立った施策を通じて、県条例のめざす、誰もが幸せに暮らすことができる神奈川の実現に向けて、地域社会全体でこどもと子育て家庭を支援する機運を醸成します。	

重点施策2 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり

【個別施策】

- (1) 遊びや体験活動の推進
- (2) 生活習慣の形成・定着
- (3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出
- (4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進
- (5) ESDの推進
- (6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進
- (7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援
- (8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援
- (9) 教育を通じた男女共同参画の推進
- (10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等
- (11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組
- (12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信

(1) 遊びや体験活動の推進

①	創作活動への支援
演劇等の公演のために青少年センターのスタジオ等を無料で提供するマグカルシアターや青少年が舞台芸術の世界に入るきっかけをつくる紅葉坂舞台塾等の開催により、若手の文化芸術人材の育成等に取り組みます。 また、青少年の舞台芸術活動の促進を図るため、演劇・舞踊の講習会・発表会等の創造活動募集を実施します。	
②	鑑賞・体験機会の提供
神奈川芸術劇場や県立青少年センターにおける優れた演劇や舞踊の鑑賞機会の提供や、(公財)神奈川フィルハーモニー管弦楽団が行う音楽教育事業への支援により、子どもたちの豊かな情操の育成を図ります。 また、地域に受け継がれている伝統芸能・民俗芸能に対する理解を深めるため、「歌舞伎鑑賞教室」や「かながわ伝統文化こども歳時記」等を開催するとともに、担い手を育成するため、青少年を対象として伝統芸能ワークショップ等を実施します。	

③	子どもの読書活動の推進
「かながわ読書のススメ～第五次神奈川県子ども読書活動推進計画～」に基づき、読書に親しむことを支える人づくりや読書に親しむための環境づくり、機会の提供及び体制の整備・社会的機運の醸成に努めます。また、学校・家庭・地域との連携を図りながら、すべての小・中・高校等における読書活動を推進します。さらに、研修や会議等の場において取組事例についての情報提供を行うなど、情報収集・発信していきます。	
④	県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連行事の周知
夏休み期間から秋にかけて県内の科学館、試験研究機関、大学、企業等で開催される科学関連の行事をとりまとめ、リーフレット「かながわサイエンスサマー」として紹介するとともに、民間の家族向けお出かけ情報サイトと連携し「サイエンスかながわ」として通年で周知可能とすることにより、青少年への科学技術の普及啓発を図ります。	
⑤	学校における体験活動の推進
子どもの豊かな心や創造性を育むため、各教科の学習活動や特別活動等、様々な機会を通して自然体験、農山漁村体験活動等の体験活動や、農山漁村等の宿泊体験活動の実施を推進します。	
⑥	青少年支援・指導者の育成と活動支援
青少年の多様な体験活動を促進するため、地域で活躍する指導者やNPO団体、将来を担う若者を対象とした研修を実施し、指導者等の育成を図ります。また、実践的な活動プログラムの調査研究や情報提供を通じて、青少年関係団体等の活動を支援します。	
⑦	私立高等学校等に対する活動体験の補助
私立高等学校等に対し、ボランティアや、自然体験活動や文化体験活動への参加等に要する経費を補助します。	
⑧	水源地域を学ぶ体験学習
県内の小学生が、「水」や「環境」の学習の一環として水源地域を訪れ、水源地域の森林で行われる水源環境保全に関する取組の見学や作業体験を通じて、森林が果たす役割の重要性を理解し、将来にわたってかながわの森林と水を守る意識の涵養を図ることができるよう、「かながわの水源地環境保全・再生施策」と連携し、水源地域を学ぶ体験学習事業を実施します。	

⑨	県立ふれあいの村での体験
県立のふれあいの村において、児童・生徒、青少年等が自然の中での体験及び人との交流を通じて自立心、協調性等を育むふれあい活動を促進します。	
⑩	小・中・高校生等の森林学習等の支援
かながわトラストみどり財団の行う森林づくりボランティア活動を支援します。 また、森林づくりの理解を促進するために森林講話に係る講師の派遣や間伐などの作業体験を実施します。	
⑪	木材普及イベントの開催等
森林・木材に対する理解や県産木材の普及を促進するため、木材普及イベントを開催します。 また、木育や環境教育の事業化を検討する市町村に、事業化にあたって生じる疑問や課題を解決するため、アドバイザー（相談員）を派遣します。	
⑫	科学技術を担う人材の育成
青少年の「理科離れ」が懸念される中、企業や研究機関などの関係機関等と連携し、地域社会や学校などで、子どもたちや青少年が科学技術にふれる、企業等への訪問体験会や県内各地での移動教室など多様な機会を提供し、知的好奇心や探究心を育てます。	
⑬	県立高校における乳幼児ふれあい体験事業
高等学校学習指導要領に基づき、家庭科の科目において、乳幼児期の心身の発達や親の役割、保育等について学習する中で、学校や地域の実態等に応じて、乳幼児との触れ合いや交流などの実践的な活動を取り入れるよう努めます。	

(2) 生活習慣の形成・定着

①	重度う蝕ハイリスク幼児予防対策
幼児期の口腔機能や心身の健全な発育発達には、むし歯の重症化予防が重要であることから、重症むし歯のリスクが高い児や重症むし歯を保有する児を対象に、歯科検診、保健指導、予防処置を実施します。	
②	歯科保健普及啓発
子どもの頃からの歯と口腔の健康づくりについて、子どもと保護者に対して、イベントや研修会を通じて歯及び口腔の健康づくりが全身の健康の保持増進にも有効であることの普及啓発を実施します。	

③	子どもの未病対策応援プログラム
子どもやその保護者が身近な場所で未病対策に取り組めるようにするため、企業・団体等の協力のもと「子どもの未病対策応援プログラム」として、市町村や幼稚園・保育所等に子どもの未病対策に資するプログラムを提供します。	
④	高校における未病学習教材作成・活用
高校生が人生100歳時代を元気に生き生きと暮らせるためのセルフマネジメント力を身に付けるために、高校生の健康リテラシーを高め、自らの心身の課題とその対処法・生活習慣改善等について実践的に学習するための教材を作成し、活用を推進します。	
⑤	リスクコミュニケーション ¹ の推進等
学識経験者、食品関連事業者及び県民の代表で構成される審議会を開催し、食の安全・安心の確保に関する重要事項について審議し、施策へ反映します。 また、講座等を開催し、食の安全・安心に関する様々な情報提供、意見交換を実施することでリスクコミュニケーションを推進します。 さらに、子どもを対象にした食育のための食品安全のリーフレットの配布やインターネットを活用した情報提供を行います。	

(3) 子どもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出

①	プレイパークの場の提供
県立都市公園などを活用して、プレイパークを運営している団体が、子ども達が自由な発想で冒険的な遊びなど、日常なかなかできなくなった遊びなどができるよう、場の提供を行います。	
②	公園・道路等の公共施設の美化の推進
県内各地で「かながわクリーン運動」を展開し、道路、公園、海岸、河川等での清掃活動や美化PRなどについて、県民や企業の皆さま及び市町村と一体となって取組を進めます。事業一覧をホームページ上で公表するとともに、LINE公式アカウント「かながわプラごみゼロ情報」により、プラごみ削減に関するイベント情報や企業等と連携した取組、クリーン活動の情報などを発信します。	
③	幅の広い歩道や段差のない歩道等の整備
誰もが安心して移動できる生活環境を実現するため、幅員2.0m以上の幅広歩道の整備や、横断歩道部及びバス停部などの段差解消を進めます。	

1 リスクに関係する人々の間で、リスクに関する情報や意見を相互に交換することです。
食品の場合は、食の安全・安心の確保を図る過程において、食に関わる関係者が相互理解を深めるため、食品のリスクに関する情報や意見を相互に交換することをいいます。

④	神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例の推進
条例に基づき、子ども連れあるいは妊娠中の人、障害者、高齢者など誰もが安心して外出し、自由に移動して、施設が利用できるようバリアフリーの街づくりを進めます。 また、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」を通じて、広く県民意見を収集し、バリアフリーの街づくりの提案・発信を行うとともに、当事者団体、事業者団体、県民公募委員等、行政の協働により、「バリアフリーフェスタかながわ」を開催し、バリアフリーに対する県民理解を深めます。	
⑤	都市公園施設のユニバーサルデザイン化
園路や出入り口の段差解消、駐車場の障害者用区画の設置、利用しやすいトイレの設置などにより、誰もが安全・安心にすごせる公園づくりを進めます。	
⑥	学校施設のバリアフリー化の推進
県立学校において、障害のある生徒・教職員の状況に応じるため、スロープ等の整備に取り組み、学校施設のバリアフリー化を推進します。	
⑦	県営住宅の入居者募集における優遇措置の実施等
県営住宅への入居者募集において、多子・子育て世帯や母子・父子世帯に対して、それぞれ抽選時の当選率を高める優遇措置を実施します。 また、子育て世帯に対して、小学校や中学校の立地状況などの事情を勘案し、子育てに適すると考えられる県営住宅の一部を「子育て世帯向け住宅」として提供します。	
⑧	住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅事業の実施
障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の入居を受け入れることとしている賃貸住宅を賃貸する事業者から、住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録を受け、当該情報を広く県民に提供していくことにより、住宅確保要配慮者の居住の安定を図ります。	
⑨	居住支援活動を取りまく周辺環境整備事業の実施
民間賃貸住宅への入居を拒まれる障害者、子育て世帯等の住宅確保要配慮者の居住支援にあっては、不動産店や居住支援団体等との連携が不可欠であることから、居住支援に必要な知識を習得できるよう支援し、居住支援活動を取りまく周辺環境を整えることにより、住宅確保要配慮者の居住の安定確保を促進します。	

(4) 自国文化・異文化理解、国際交流等の推進

①	国際理解教育の推進
グローバル人材に求められる資質・能力の育成を推進する先進的な学習プログラム等の開発について研究するグローバル教育研究推進校や国際バカロレア ² 認定推進校指定事業の取組を公開研究授業や教育課程説明会を通じて県全体に周知し、国際理解教育を推進します。	
②	帰国児童・生徒、外国につながるのある児童・生徒教育及び国際教室担当者連絡協議会
帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への効果的な支援や指導について、協議するとともに、国際教育の充実に向けた情報共有等に取り組みます。	
③	グローバル化に対応した教育の推進
県立高校等では、グローバルに活躍できる人材を育成するため、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指して、授業改善を推進し、県立高校生等の英語力を向上します。生徒の英語力を強化し新たな目標の達成に向け、英語教員の指導力の向上、生徒の英語学習の動機づけの向上のための取組を進めます。 公立小・中学校においては、帰国児童・生徒及び外国につながるのある児童・生徒への支援とともに様々な国の生活や文化への理解が深まるよう、国際教室担当者を対象とした会議を中心に、情報の提供と研修の充実を図ります。また、学習指導要領において、小学校第5・6学年の教科として位置付けられた英語や、第3・4学年でコミュニケーション能力の素地を養うために設けられた外国語活動の指導の充実を図ります。	
④	インターンシップの受入れ等に係る私立高等学校への支援
私立高等学校等に対し、研修プログラム参加費用やインターンシップの受入れに要する経費、英語教育の強化、国際交流の推進等に要する経費を補助します。	
⑤	高校生の留学促進
県内の高校等に通う生徒の留学を促進し、生徒の異文化理解や外国語によるコミュニケーション能力の強化を図り、グローバル人材の育成及び国際交流活動を推進します。	

2 国際バカロレア機構（本部ジュネーブ）が提供する国際的な教育プログラム。

国際バカロレアは、1968年、チャレンジに満ちた総合的な教育プログラムとして、世界の複雑さを理解して、そのことに対処できる生徒を育成し、生徒に対し、未来へ責任ある行動をとるための態度とスキルを身に付けさせるとともに、国際的に通用する大学入学資格（国際バカロレア資格）を与え、大学進学へのルートを確保することを目的として設置されました。現在、認定校に対する共通カリキュラムの作成や、世界共通の国際バカロレア試験、国際バカロレア資格の授与等を実施しています。

⑥	高校生の国際交流支援
米国・メリーランド州及び台湾・新北市へ県内高校生を教育特使として派遣し、訪問先の文化や歴史に触れ、交流を通して、異文化への理解を深め、語学力・コミュニケーション能力を高めます。また、教育特使が国際交流の経験を校内等にて発表することで県全体への普及を図ります。	
⑦	多文化理解の促進等の支援
(公財) かながわ国際交流財団が行う、多文化理解の促進と国際人材育成の取組に対して支援します。 また、日本人生徒・学生と外国人留学生などとの交流の場でもある、「KANAFAN STATION」を運営し、生活や就職に関する相談や情報提供を行うほか、交流スペースの提供など、留学生支援を行います。 さらに、留学生の交流の機会を提供するため、大規模交流会や県内の文化・歴史などを学ぶプログラムなど、各種交流イベントを実施します。	
⑧	友好提携国（中国、韓国）との交流・協力推進
県、中国・遼寧省、韓国・京畿道の3地域が相互に友好提携を結んでいるという特色を生かし、友好県省道交流会議、友好交流職員の派遣・受入れなどを実施するとともに、県民を主体とした文化・スポーツ交流、学術交流など、多様なネットワークによる交流を推進します。	
⑨	内閣府青年国際交流
内閣府が主催する青年国際交流事業への本県の青少年の参加により、青少年リーダーの育成を図るとともに、内閣府や各種団体が招へいた外国青少年との交流活動により、青少年相互の理解と信頼を深めます。また、本県より同事業に参加した青年を対象とした神奈川県青年国際交流機構（神奈川県 I Y E O）主催の表敬を受け入れます。	

(5) ESDの推進

①	ESD ³ の推進
ESDの考え方や取組、ユネスコスクール等について、全県指導主事会議をとおして市町村教育委員会と情報を共有することによりESDを推進します。県立高校等では、各教科や総合的な探究の時間などの学校の教育活動全体を通じて、持続可能な社会の創り手を育成するESDの取組を推進します。	

3 Education for Sustainable Development の略。
持続可能な開発のための教育

②	環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～
環境・エネルギー等に関して豊富な知識・経験を有する方々を講師として国公立の小・中学校、高等学校、特別支援学校に派遣し、児童又は生徒を対象に体験型の出前授業を実施することにより、地球温暖化をはじめとする環境問題に対する理解を深め、「自ら考え、行動する人」を育成する「環境・エネルギー学校派遣事業～かながわ環境教室～」を実施します。	

(6) 理数系教育、アントレプレナーシップ教育（起業家教育）、STEAM教育等の推進

①	スーパーサイエンスハイスクール（SSH）⁴の推進
次代を担う科学技術系人材を育成するため、理数教育推進校を指定します。指定を受けた学校では、科学技術・理数に関する興味・関心と、知的探究心を一層高める教育を推進するための実践的な研究を行い、その成果を広く普及します。さらに優れた成果を挙げた指定校は、文部科学省「スーパーサイエンスハイスクール」の指定をめざします。	
②	アントレプレナーシップ⁵教育の推進
包括連携協定を結んでいる企業と県内商業高校の生徒が、アントレプレナーシップを踏まえた内容でマーケティングに関する授業展開を行います。企業の強みであるアントレプレナーシップを根底に、多様性の理解や、次世代ならではのアイデアを生かし、実践的な学習を踏まえる中で、教育現場や地域社会の課題解決を目指します。	
③	STEAM教育⁶研究推進校における学習プログラム等の研究開発
県立高校指定校事業の指定を受けたSTEAM教育研究推進校において、各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための資質・能力を育成するため、教科等横断的な教育課程や指導方法、学習プログラム等の研究開発へ取り組み、その成果を広く普及します。	

4 「スーパーサイエンスハイスクール（SSH）」とは、文部科学省が指定する高等学校等で、先進的な科学技術、理科・数学教育を通じて、生徒の科学的な探究能力等を培い、将来社会を牽引する科学技術人材を育成するための取組です。

5 アントレプレナーシップ教育とは、自ら社会課題を見つけ、課題解決に向かってチャレンジしたり、他者との協働により解決策を探求したりすることができる知識・能力・態度を身に付ける教育です。

6 Science, Technology, Engineering, Art, Mathematics等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決に活かしていくための教科横断的な教育です。

④	青少年の科学活動推進
青少年に多様な科学体験機会を提供し、将来の科学技術を担う人材の育成を図ります。	

(7) 特定分野に特異な才能のある子どもの応援

①	特異な才能のある子どもに対する指導・支援
国の実践研究等の動向も見据えながら、特異な才能のある子どもを含む、全ての子どもたちに対する、一人ひとりのニーズに応じた支援教育と個に応じた学びの充実を図ります。	

(8) 在留外国人の子ども・若者や海外から帰国した子どもへの支援

①	外国人学校生徒等への学費補助
外国人学校に通う子どもたちが安心して学ぶことができるよう、外国籍県民が暮らしやすい環境づくり、多文化共生社会の実現の観点から、県内の外国人学校に在籍し、かつ、県内に在住する児童・生徒等を対象に所得に応じて学費負担の軽減を図るために授業料又は保育料を補助します。	
②	地域日本語教育の推進
県内の地域日本語教育を推進するため、各地域のニーズや実情に応じたプログラムの提案・調整などを行う地域日本語教育コーディネーターを配置します。 また、日本語初心者外国籍県民等に対して、専門家による日本語指導や生活オリエンテーションを組み込んだ日本語講座など、市町村とも連携してモデル事業を実施します。 さらに、県内の外国籍県民などの日本語教育環境を充実させるため、日本語教室の運営などに取り組む市町村などに対して、補助します。	
③	外国につながるのある児童・生徒への学習支援
公立小・中学校において、日本語指導が必要な外国籍児童・生徒が多く在籍する小・中学校に「国際教室」を設置し、学習支援を行います。 公立小・中・特別支援学校において、外国につながるのある児童・生徒に関わる教育を推進するための資料とするため、調査を実施し、適切な支援につなげていきます。 県立高校等において、国の調査や本県の調査の結果を分析し、外国につながるのある生徒への教育機会の提供と学習支援を行います。	

④	地域人材を活用した外国につながる児童・生徒への支援等
公立小・中学校において、外国につながる子どもの支援を行っているNPO等との連携を密に図り、学校内外の支援を充実します。 県立高校等において、NPO等との連携を図りながら、日本語を母語としない生徒の学習支援・進路支援の充実を図ります。	
⑤	（公財）かながわ国際交流財団との連携による支援
（公財）かながわ国際交流財団と連携し、外国につながるある生徒の課題の把握や今後の支援につながるよう、進路状況調査や教育関係者との意見交換を実施します。	
⑥	外国籍県民相談窓口での相談対応
外国籍県民相談窓口において、教育などの相談対応を行うとともに、市町村、NPO、関係団体などが設置する相談機関と定期的に情報交換や相談員の研修等を行います。	
⑦	「外国につながるある児童・生徒への指導・支援の手引き」の作成及び周知
公立小・中学校においては、外国につながるある児童・生徒の学校生活における支援、日本語指導や教科指導を行うにあたり配慮すること、家庭と連携する際に配慮すること、異文化の理解とその尊重、キャリア教育、進学・進路等について、記載している「外国につながるある児童・生徒への指導・支援の手引き」を作成・周知し、活用を促します。	
⑧	外国につながるある児童等に係る教員への研修
教員を対象に、基本研修の講座や、自己研鑽のための研修講座において、外国につながるある児童・生徒、保護者が抱える課題を理解し、支援の方法について研修を行います。	

(9) 教育を通じた男女共同参画の推進

①	男女共同参画意識の普及・啓発
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	ジェンダー平等×ミライガイダンス
女性技術者・研究者や、男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するための講座を実施します。	

(10) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する知識の普及啓発・相談体制の整備等

①	人権問題に関する理解の促進
性的マイノリティなどの人権問題に関する啓発資料の作成、配布やイベントの開催などを通して、県民の理解と認識を深めます。 また、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、相談事業を実施します。	
②	性的指向等への正しい理解のための研修、相談受付
性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、研修事業を実施します。 また、性的指向、性自認に関する正しい理解を促進するとともに、社会全体が多様性を受け入れる環境づくりを進めるため、相談事業を実施します。	
③	教員の指導力向上
人権教育の研修を通して、性的マイノリティの当事者や支援者から、直接話を聞く機会を設けるなど、教員の理解を深める取組を進めていくほか、指導の手引きや啓発資料を作成して、教員の指導力向上を図ります。	

(11) 理工系分野に進学する女子学生への修学支援の取組

①	ジェンダー平等×ミライガイダンス【再掲】
女性技術者・研究者や、男性の育休取得経験者など、今までロールモデルの少なかった「自分らしい生き方や働き方」をしている講師を学校等に派遣し、性別に関わらず、自分らしい生き方や働き方を考える機会を提供するとともに、女子生徒の理工系志望（理工系進学・就労、研究職技術職系進学・就労）を促進・支援するための講座を実施します。	

(12) 固定的な性別役割分担意識の解消に資する取組に関する啓発や情報発信

①	男女共同参画意識の普及・啓発【再掲】
子どもの頃から、男女共同参画に関する正しい知識や自立の意識等を育てることができるよう、男女共同参画教育の充実を図るとともに、あらゆる分野への参画のための支援や、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、個性と適性に応じた進路や生き方を選択できるようにライフキャリア教育を推進するなど、男女共同参画の理念の理解を進めるための普及啓発を行います。	
②	ジェンダー平等×メディアリテラシー講座
人権の尊重及び固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、メディアが発信する情報を男女共同参画の観点から読み解き、主体的に評価する能力の向上を図るための講座を実施します。	
③	女性を部下に持つ管理職向けセミナー
出産や子育てなどのライフイベントの影響の大きい女性の就労継続や女性管理職割合の向上を目的とし、女性を部下に持つ管理職を対象に、女性活躍推進を阻害する「アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）」等について学び、部下の力を引き出す効果的な働きかけ方を習得するセミナーを実施します。 なお、管理職は、性別を問わず対象としています。	

重点施策3 子どもや若者への切れ目のない保健・医療の提供

【個別施策】

- (1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供
 (2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

(1) 妊娠期から子育て期を通じた切れ目のない保健・医療の提供

①	プレコンセプションケア ⁷ の推進
性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアを推進するため、ホームページ等により普及啓発を行います。 また、プレコンセプションケアに関するオンライン相談のほか、企業や学校を対象とした出前講座を行います。	
②	妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実
妊産婦が居住する市町村によって妊娠期から子育て期の支援に差が生じないように、市町村の母子保健事業や児童福祉との連携の状況を確認し、必要に応じて体制整備や事業評価による精度管理等の支援を行います。	
③	学校・保育所等関係者向けアレルギー疾患相談事業
アレルギー疾患を持つ子どもに関わる学校・保育所等関係者に対し、専門医等からの指導・助言を受けられるような機会を確保するため、相談事業を実施します。	
④	アレルギー疾患対策研修の開催
アレルギー疾患を有する者と関わりを持つ機関の職員、アレルギー疾患患者やその家族、地域住民等を対象とした研修会・講演会を開催します。	

【コラム】リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルスは、人間の生殖システム、その機能と（活動）過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることをいいます。

リプロダクティブ・ライツは、全てのカップルと個人が、子どもを持つか持たないか、自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利のことをいいます。

⁷ Preconception care。性別を問わず、性及び妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すことです。

(2) 慢性疾病・難病を抱える子ども・若者への支援

①	小児慢性特定疾病医療費助成事業の実施
小児慢性特定疾病児童等の医療費の負担軽減を図るため、その医療費の自己負担分の一部を国及び県で負担します。	
②	移行期医療支援体制の整備
「かながわ移行期医療支援センター」の運営により、小児慢性特定疾病患者の小児期から成人期への円滑な移行期医療を推進するための医療機関の連携支援等を実施します。	
③	小児慢性特定疾病児童等自立支援
慢性的な疾病を抱える児童の自立や成長支援のため、自立支援フォーラムの開催及び自立支援ホームページの運営を行います。	
④	長期療養児とその家族への支援
慢性的な疾病を患っていることにより、長期に療養を必要とする子どもとその家族の健やかな生活を支援するため、長期療養児の養育経験者等による相談支援や長期療養児の兄弟への支援等を行います。	

重点施策4 子どもの貧困対策

【個別施策】

- (1) 教育の支援
- (2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援
- (3) 生活の安定に資するための支援
- (4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
- (5) 経済的支援
- (6) 必要な支援の利用を促す取組
- (7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進

(1) 教育の支援

①	生活困窮者自立相談支援事業
生活全般にわたる様々な困りごとについて、生活困窮者自立支援法に基づき、各地域に相談窓口（自立相談支援機関）を設置して相談支援を行います。自立相談支援機関では、複雑かつ多様な課題を背景とする方に対し、自立に向け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら支援を行います。	
②	子どもの学習支援や居場所づくりの実施
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。	
③	子ども支援員の配置
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもが健全に育成される環境整備を行うことを目的に、子どもの福祉や教育に関する専門知識や経験を有する人材を子ども支援員として、保健福祉事務所に配置します。	
④	生活保護（教育扶助）
生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立した生活が送れるように、必要な扶助をすることを目的とした国の制度です。生活保護費のうち「教育扶助」において、義務教育期間の子どもがいる世帯に給食費や学用品など、修学に係る費用を支給します。	
⑤	生活保護（生業扶助）
生活保護費のうち「生業扶助」において、高等学校などへの就学費として、当該世帯の自立助長に効果的と認められる場合に、一定の要件の下、通学費や教材代などを支給します。	

⑥	生活保護（新生活立ち上げ費用）
貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を促進するため、県所管の福祉事務所管内（町村部）の生活保護世帯の子どもの大学などへの進学時や就職時に、新生活立ち上げ費用として、給付金を支給します。	
⑦	大学生がいる生活保護世帯への支援
生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、自宅から大学等に進学する者を世帯分離した場合に、大学等に通学している間に限り、住宅扶助費の減額をしない措置を行います。	
⑧	子ども・若者未来応援推進事業
必ずしも家族からの十分な支援を受けることができない子ども・若者に対して、NPO等が実施する社会に巣立つために必要な費用の支援（大学等の受験費用等）や寄り添い支援（進学後の住まい確保等）に係る経費を補助します。	
⑨	公立高等学校就学支援
公立高校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、一定所得以下の保護者世帯の高校生等に就学支援金を支給し、授業料に充てることにより、実質的に授業料の負担をなくす就学支援を行います。	
⑩	公立高校生等奨学給付金
国公立高校等に通う全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、非課税世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。	
⑪	県立高校の授業料等免除
生活保護法に基づく保護を受けている者及びこれに準ずる者などの県立高校の授業料、入学検定料、入学料の全部又は一部を免除します。	
⑫	私立高等学校等就学支援
家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が、安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、私立高等学校等に通学する生徒のいる年収910万円未満の世帯を対象に、授業料に充てるための高等学校等就学支援金を支給することにより教育費負担の軽減を図ります。	

⑬	私立高校生等奨学給付金
全ての意志ある生徒（私立高校生等）が安心して教育を受けられるよう、生活保護（生業扶助）を受けている世帯または、保護者等全員の都道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合算額が0円（非課税）の世帯（家計急変により非課税相当となった世帯を含む）に対して、授業料以外の教育費負担を軽減するため、返還の必要がない高校生等奨学給付金を支給します。	
⑭	私立高等学校や私立専修学校高等課程への補助
子どもたちが家庭の経済状況にかかわらず、自らの希望と適性に応じた教育を等しく受けられる環境の整備や、地元で学べる環境づくりと県内私学の振興・公私間格差の是正を目的として、県内の私立高等学校（中等教育学校後期課程を含む。）又は私立専修学校高等課程に通う生徒の保護者等の経済的な負担の軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	
⑮	修学支援を行う私立専門学校への補助
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	
⑯	私立学校生徒学費緊急支援補助金
私立小学校、中学校、中等教育学校（前期課程）に通う生徒・児童の保護者の失職、倒産、長期療養等により家計が急変し、経済的理由から授業料の納付が困難となった世帯が、安心して学びを継続できるよう、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する授業料の学費軽減事業に対して補助をします。	
⑰	市町村被災児童生徒等就学支援事業費補助
東日本大震災や大規模災害により被災し、経済的理由により就学などが困難な児童又は生徒の教育機会の確保のため、その児童又は生徒の保護者等を対象に、市町村が行う児童生徒就学援助事業、児童生徒等特別支援教育就学奨励事業に要する経費を補助します。	
⑱	被災児童生徒就学支援補助金
東日本大震災や大規模災害により被災した県内の私立幼稚園、小学校、中学校、高等学校、専修学校等に通う生徒、児童及び幼児の保護者等の経済的な負担軽減を図るため、私立学校の設置者が行う一定の所得金額以下の保護者等に対する入学金や授業料の学費軽減事業に対して補助します。	

⑲	県立学校における生理用品の配備
県立学校に在籍する生徒が、生理用品の確保に不安を感じることなく、より安心して学校生活を送れるよう、すべての県立学校で女子トイレに生理用品を配備します。	
⑳	学び直し支援等事業
高校等を中途退学した方が、再び公立高校等で学び直す場合に、高等学校等就学支援金支給期間を経過後も、卒業するまでの間の最長1年間（定時制及び通信制は最長2年間）、一定条件のもと、継続して授業料の支援を行います。	
㉑	高等学校奨学金の貸付
学業等に意欲があって、学資の援助を必要とする高校等の生徒に対して高等学校奨学金を貸し付けし、修学を支援します。 また、高校等に入学を予定している生徒の進学準備のための費用に充てられるよう、入学前の3月に高等学校奨学金の一部を前倒しして貸し付けします。	
㉒	修学支援新制度を実施する県立保健福祉大学への支援
国では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、学生が家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、高等教育の修学支援新制度を実施します。 県では、この高等教育の修学支援新制度に基づき、県立保健福祉大学が、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。	
㉓	修学支援新制度を実施する県立看護専門学校への支援
国では、しっかりとした進路への意識や進学意欲があれば、学生が家庭の経済状況に関わらず、大学、短期大学、高等専門学校、専門学校に進学できるチャンスを確保できるよう、高等教育の修学支援新制度を実施します。 県では、この高等教育の修学支援新制度に基づき、県立看護専門学校において、真に支援が必要な低所得世帯の学生に対して実施する入学料及び授業料の減免に要する費用を負担します。	
㉔	かながわ農業アカデミーの授業料の減免制度
かながわ農業アカデミーにおいて、経済的理由により授業料の納付が困難であるなどやむを得ない事情があると認められる者について、授業料の全部若しくは一部を免除します。	

②⑤	県立総合職業技術校の授業料の減免制度
県立総合職業技術校では、主として若年者を対象に、職業に必要な基礎知識、技術、技能を習得するための訓練を実施します。なお、生活困窮者、災害被災者など特別の事情があると認められる者については授業料の免除等を行います。	

(2) 体験格差の解消、学習機会の確保のための支援

①	体験活動促進事業
必要最低限の生活費で暮らす家庭では、学校ではできない活動をするための経済的・時間的余裕がないことから、成長の過程で通常経験するであろうことが経験できていない、「体験格差」が生じています。そのため、生活保護・生活困窮世帯の子どもを対象に、社会性を育む体験活動（キャンプ体験や演劇鑑賞など）を行います。	
②	学習機会の確保への支援
低所得者世帯と多子世帯の中学3年生の子どもが、家庭の経済状況に左右されず自身が望む学校へ進学できるよう支援するため、市町村が実施する学習に関するクーポン配付事業への補助を行います。	
③	子どもの学習支援や居場所づくりの実施【再掲】
生活保護世帯及び生活困窮世帯の子どもの家庭学習を補完するための学習支援や、社会性を育成するための居場所づくり事業を実施します。	
④	生活困窮世帯の子どもの健全育成
生活困窮世帯の子どもの生きる力が育まれることを目指し、子どもが将来に夢や希望をもち、社会の担い手となるよう、支援を展開します。 - a 子ども支援員による家庭訪問や個別相談などのアウトリーチ支援 - b 集合型を主とした子どもの学習支援、居場所づくり事業の実施 - c 子どもの健全育成プログラム改定版の策定	

(3) 生活の安定に資するための支援

①	生活困窮者自立相談支援事業【再掲】
生活全般にわたる様々な困りごとについて、生活困窮者自立支援法に基づき、各地域に相談窓口（自立相談支援機関）を設置して相談支援を行います。自立相談支援機関では、複雑かつ多様な課題を背景とする方に対し、自立に向け、専門の支援員が相談者に寄り添いながら支援を行います。	

②	ひとり親家庭に対する子育てや生活の支援
母子家庭、父子家庭及び寡婦が就業・職業訓練・求職活動等と子育てを両立できるようにするため、保育所の優先入所などの子育て支援とともに、疾病等により一時的に家事援助や育児援助が必要となった場合の支援を行います。 また、様々な課題を持つひとり親家庭の生活基盤が安定するよう、住居の相談に応じるとともに、母子生活支援施設への入所や公営住宅の優遇入居などのあっせんを行います。	
③	生活困窮者住居確保給付金
離職等により経済的に困窮し、住居を喪失した又は住居を喪失するおそれがある方に一定期間家賃相当額を支給します。	
④	子ども食堂の活動継続支援
学校でも家庭でもない第3の居場所として地域の中で重要な役割を果たす子ども食堂に対して、寄付物品の受入れ調整や、利用希望者が子ども食堂の情報にアクセスしやすい環境整備をすることで、子ども食堂への側面的な支援を行い、持続可能な体制づくりを進めます。	
⑤	県庁フードドライブ
家庭などで活用されていない食品を持ち寄り、フードバンクを通じて食の支援が必要な方に届ける「フードドライブ」活動を、県庁舎において実施します。	
⑥	夜間定時制高校の夕食費用の負担軽減
経済的な理由等で食事をとれない県立高校の生徒を支援するため、夜間定時制高校で、提供している夕食の費用負担を軽減します。	

(4) 保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

①	生活保護受給者等に対する就労支援
自立支援機関及び福祉事務所に配置された就労支援員等とハローワークが、より一層連携を強化することで、生活困窮者及び生活保護受給者の状況に応じた効果的な就労支援を行い、自立を促進します。	
②	就労支援員の人材育成
福祉事務所に配置される就労支援員の資質の維持・向上を図るために、研修を実施します。	

③	ひとり親等に対する就業支援
母子家庭の母、父子家庭の父及び寡婦が、それぞれのニーズに応じたより良い就業機会を得られるよう、母子家庭等就業・自立支援センターにおいて、就業相談・求人情報の提供・就業支援の講習会などを総合的に実施するとともに、就業に役立つ資格取得のための支援として高等職業訓練促進給付金事業などを実施します。 さらに、個々のひとり親の事情に応じた自立支援プログラムを策定し、自立に結びつける事業を実施するとともに、就業に役立つ能力開発等に関する情報提供などを行っていきます。	
④	女性に対する就業支援
国の「マザーズハローワーク横浜」内に設置した「かながわ女性キャリアカウンセリング相談室」において、女性の就職や就業継続に関する悩みに対応したキャリアカウンセリング等を実施します。	
⑤	若年者や中高年齢者に対する就業支援
正規雇用で働くことを望む求職者などを支援するため、県就業支援施設において、国のハローワークと連携し、担当者制によるきめ細かなキャリアカウンセリングやセミナー等を実施します。	
⑥	離職者等の再就職のための支援
民間教育訓練機関等に委託実施し、離職者等の再就職に資するため、各機関等の施設・設備等を活用することにより、様々な求職者の訓練ニーズと企業ニーズをとらえた職業訓練コースを実施します。	

(5) 経済的支援

①	ひとり親家庭等の経済的基盤の確保
母子家庭及び父子家庭の経済的基盤を確保するため、児童扶養手当の給付の実施、児童の教育費等の貸付による自立支援や医療費の助成を行うなど、経済的支援を推進していきます。	
②	ひとり親への養育費確保支援
ひとり親の継続的な養育費確保を進め、ひとり親家庭の子どもの健やかな成長・発達を図るために、養育費に係る債務名義取得や養育費請求調停申立、不払い養育費に対する強制執行申立、養育費保証契約等に要する経費を補助します。	

③	修学支援を行う私立専門学校への補助【再掲】
意欲のある学生が経済的理由により修学を断念することがないように、住民税非課税世帯及び準じる世帯の学生を対象に経済的負担を軽減するため、授業料や入学金の減額・免除を実施した私立専門学校の設置者に対して、費用を支弁します。	

(6) 必要な支援の利用を促す取組

①	神奈川県子ども・若者支援連携会議
子ども・若者育成支援推進法の基本理念にのっとり、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども・若者に対する相談・支援を効果的かつ円滑に実施するため、国、県、市町村、民間団体等の教育、福祉、保健、医療、雇用、矯正、更生保護その他の関係機関等が連携して支援を行うことを目的とした会議を開催します。	
②	ひとり親家庭等への相談体制と情報提供の充実等
母子家庭、父子家庭及び寡婦の様々な悩みの相談に応じる窓口の周知や相談員のスキルアップを図るとともに、個々のニーズにあった、子育てや生活支援、就業支援、経済的支援などの支援策を身近な窓口で提供できるように、市町村や各関係機関と連携し、支援策に関する広報の充実を図っていきます。 また、離婚後の生計の安定を図る上で重要となる養育費の取得に関し、専門家による相談事業を行うほか、公正証書作成補助等による養育費の支払の履行確保に向けた支援を行います。	
③	ひとり親家庭のための総合支援情報サイトの運営
ひとり親家庭の保護者や子どもたちが、行政機関まで足を運ばなくても支援情報を容易に入手できるよう、ひとり親家庭のための総合支援情報サイト「カナ・カモミール」を運営し、行政やNPOなどによる支援に係る総合的な情報提供を行います。	
④	SNSを活用したひとり親家庭相談窓口の設置
仕事、お金、子育てのことなど、ひとり親家庭の方が、気軽に様々な悩みごとを相談できるようにするため、SNSを活用した相談窓口を開設し、相談に応じます。	
⑤	相談体制整備のための私立学校への補助
私立学校がスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等を配置するために要する経費に対して補助します。	

(7) 子どもの貧困に対する社会の理解促進

①	子ども支援研修会、子ども支援WEB講座、子ども支援交流会の実施
子どもの貧困等に係る理解促進と人材育成を図るため、「研修会」及び有識者等による講義レポートを県ホームページ上に公開する「子ども支援WEB講座」を実施します。また、地域の子どもの居場所活動団体と支援希望者・企業などの相互の交流を図る「交流会」を実施します。	
②	県市町村連絡会議
地域の実情に応じた取組の働きかけや情報交換などを行い、市町村と連携しながら、子どもの貧困対策をはじめとした県内の子ども施策の推進を図るため、県市町村連絡会議を開催します。	
③	子どもの健全育成プログラム改訂版の策定
生活困窮世帯の課題に応じ、子どもの育ちの段階に則した具体的な支援の内容や実施手順等を整理して、福祉事務所が組織的に支援するために策定した「子どもの健全育成プログラム」について、関係機関等と連携・協働しながら、改訂し、普及啓発に努めます。	

重点施策5 障害児支援・医療的ケア児等への支援

【個別施策】

- (1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり
 (2) 障害のある子ども・若者の学びの充実

(1) 障害の程度にかかわらず安心して共に生きることができる地域づくり

①	障害児者の療育支援
在宅の重症心身障害児者等の地域における生活を支えるため、身近な地域で療育指導等が受けられる療育機能の充実を目的とし、専門スタッフによる障害児者の療育支援を行うとともに、県域の市町村、療育機関、保育所等に対する支援を行い、療育機能の充実と重層的な連携体制を構築します。	
②	障害児通所支援に係る事業者の指定、指導等
障害のある子どもが身近な地域で、障害の特性に応じた療育などが受けられるよう、障害児通所支援について、児童福祉法に基づき、事業者の指定、指導等を行います。	
③	重度障害児等への支援の充実
重症心身障害児者等が在宅で安心した生活を送ることができるよう支援の充実を図るため、医療機関や介護保険施設を訪問して医療型短期入所事業の実施を働きかけるとともに、障害福祉サービス全般の制度説明等を行う新規開設講習や、支援を担う人材を育成することを目的とした職員向け研修等を実施することにより、医療機関や介護老人保健施設による医療型短期入所事業所の開設を支援します。 また、施設に入所した重症心身障害児者等への手厚い支援が確保できるよう取り組むほか、障害児入所施設に入所している障害児等が15歳に達した頃から、成人期に安心して障害福祉サービスへの移行が進められるよう取り組みます。	
④	メディカルショートステイの運営
医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児等とその介護を担う家族等が、地域で安心して生活するため、県所管域の中核的な小児医療機関等の協力を得て、短期入院（メディカルショートステイ）により、対象児等の一時的な生活の場を確保します。	

⑤	医療的ケア児支援センターの運営等
「かながわ医療的ケア児支援センター」及びその地域相談窓口（ブランチ）において、電話、メール及びSNSといった様々な方法で、医療的ケア児の保護者や支援者からの悩み、相談に対応します。 また、医療的ケア児等に対する支援を総合調整する医療的ケア児等コーディネーター養成研修を実施します。	
⑥	発達障害児者及びその家族への支援
発達障害に関する各種相談への対応や、観察・発達検査等に基づいた相談面接による就労支援・発達支援を行います。 発達障害児者のライフステージに対応する一貫した支援体制の整備を図り、福祉、保健、医療、教育、労働、民間支援団体等と連携して発達障害児者及びその家族を支援します。	
⑦	療育に関する相談支援等
相談支援従事者養成研修（相談支援従事者初任者研修、相談支援従事者現任者研修、主任相談支援専門員養成研修）に加え、スキルアップのための障害児支援をはじめとする専門コース別研修、基幹相談支援センターの機能強化・設置促進など、相談支援体制の充実強化に取り組みます。	
⑧	障害児入所施設等の入所に係る支援
入所給付決定保護者と指定障害児入所施設等との契約により、児童が当該施設等から保護、日常生活における基本的な動作及び独立自活に必要な知識技能の習得のための支援や治療等の障害児入所支援を受けたときは、当該保護者に対し、障害児入所給付費等を支給します。 保護者がいないなどにより、指定障害児入所施設の利用契約の締結が困難な児童について、県が児童福祉法上の措置を取り、児童の日常生活に必要な経費や医療費など、入所後の保護養育などに要する経費を負担します。	
⑨	職業能力訓練の実施
国立県営の神奈川障害者職業能力開発校において、一般の職業能力開発施設で職業訓練を受けることが困難な障害者の方に対し、職業能力訓練を実施します。	
⑩	職業訓練手当の支給
障害者等で公共職業安定所長の受講指示により公共職業能力開発施設等に入校した方に対し、訓練期間中に手当を支給します。	

⑪	就労支援の充実
福祉・労働等の関係機関との連携のもと、障害のある生徒の就労に向けた学習活動の充実や、実習先・進路先の開拓、アセスメントによる学校支援を行うことで、卒業後に長く働き続けられるための支援の充実を図ります。	
⑫	歯科保健対策
障害児者等は歯科疾患に罹患しやすい傾向があり、また治療には困難を伴うことが多いことから、障害児者等を対象に歯科疾患の予防や早期発見のため、歯科検診、歯科相談、歯科保健指導を実施します。	
⑬	障害者歯科診療の推進
障害のある方々も安心して歯科診療が受けられるよう、障害者の歯科診療体制の構築を支える人材育成を目的とし、県内の歯科医師や歯科衛生士を対象とした研修を実施します。	
⑭	特別児童扶養手当
精神、知的又は身体障害などで、政令で定める程度以上の障害のある20歳未満の児童について、児童の福祉の増進を図ることを目的として児童を監護している父母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給します。	
⑮	特別支援学校の就学に係る費用支援
各家庭の収入に応じて、特別支援学校の就学に係る通学費、給食費、学用品費などを支給します。	
⑯	聴覚障害児支援中核機能事業
聴覚障害児の家族を対象とした日常生活の相談、他の支援機関への繋ぎを行います。また、聴覚障害児や家族同士が交流する場として家族教室を開催するとともに、聴覚障害児の早期発見、接し方に関する研修会等を実施します。	
⑰	聴覚障害児等手話言語獲得支援
聴覚障害児が手話を母語として獲得し、日常的に手話でコミュニケーションがとれるよう、早期から手話表現に触れることのできる環境を整え、保護者等とともに手話を獲得する機会として、手話交流会を開催します。	
⑱	児童発達支援センターの設置促進
児童発達支援センターの中核的な支援機能を踏まえ、点在する地域資源を重ね合わせた重層的な支援体制を整備することが必要であり、市町村が中心となり整備することとなっています。県は市町村の支援体制の整備について、広域的な観点から支援していきます。	

(2) 障害のある子ども・若者の学びの充実

①	インクルーシブ教育の推進
共生社会の実現に向け、すべての子どもが同じ場で共に学び、共に育つことをめざし、公立学校における校内支援体制の充実を進めるとともに、県立高校における学力検査によらない特別募集の実施など、小学校段階から高校段階まで連続したインクルーシブ教育を全県で展開します。	
②	多様な学びの場の充実と相互の連携の促進
一人ひとりの教育的ニーズに応えた指導ができるよう、公立小・中学校及び県立高校における通常学級や通級による指導、特別支援学級と特別支援学校という「多様な学びの場」の充実を図るとともに、相互の連携を促進します。	
③	関係機関相互の連携と教育支援計画の策定
障害のある児童・生徒に対し、可能な限り早期から成人に至るまで一貫した指導・支援ができるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、必要に応じて関係機関で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携のもと、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。	
④	障害のある生徒に対する合理的配慮⁸
県立高校等に在籍する生徒のうち、障害に応じた特別の指導を行う必要がある者に対して、大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部、障害に応じた特別の指導を特別な場で行う、通級指導を実施します。	
⑤	医療的ケアが必要な児童・生徒への支援の充実
医療的ケアが必要な児童・生徒の安全な学校生活を支援する体制の充実を図るための協議会等を開催するとともに、高度な医療的ケアに関する内容等の研修を実施します。 また、県立特別支援学校に看護師を配置するとともに、保護者の負担を軽減するため、医療的ケアの必要性が高くスクールバスに乗車できない児童・生徒の通学について、福祉車両等と訪問看護ステーション等の看護師を活用し、通学支援を行います。	
⑥	入学者選抜における配慮の充実
障害のある生徒の特別支援学校の高等部や高校等への進学を促進するため、引き続き入学者選抜における配慮を行います。	

8 障害者権利条約第2条定義において、「合理的配慮」とは、障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものとされています。

⑦	教育的ニーズに応じた教材の提供等
障害のある児童・生徒の一人ひとりの教育的ニーズに応じて、県立特別支援学校については、教材を提供し、公立小・中学校等については、市町村教育委員会へ教材の情報提供等を行います。	
⑧	教育相談・就学相談の実施
医療、保健、福祉等との連携のもと、幼児期を含め早期からの教育相談・就学相談を実施します。	
⑨	特別支援学校高等部における進路指導の充実
生徒の進路支援のあり方や、進路先の開拓の取組、卒業後のフォローアップも含めた学校から社会生活への移行期の取組について、情報交換や研究を行い、進路指導の充実を図るため、進路指導連絡協議会を実施します。 また、生徒の自立と社会参加の促進のため、産業現場などにおける実習を実施し、職場実習先の開拓や職場実習先への理解啓発を行うとともに、職業教育の充実を図ることを目的として清掃技能検定を行います。	
⑩	教員の専門性の確保及び指導力の向上
特別支援教育に関する教員の専門性の確保、指導力の向上を図るため、県立特別支援学校のセンター的機能の充実を図るとともに、教員への研修の充実を図ります。	